

厚生発 0828 第 11 号
7 輸国第 1991 号
令和 7 年 8 月 28 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）向けに輸出する食肉、食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙 EU-A1「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」及び同別紙 EU-A3「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 別紙 EU-A1 について下記の改正を行ったこと。

EU等向け輸出家きん肉の由来する家きんについて、成長促進を目的とした

特定の抗菌性物質の使用歴を確認することとしたため、本文4「輸出要件」、別紙様式1-1、別紙様式6-2、別紙様式7-2及び別紙様式7-4に所要の改正を行った。

2 別紙 EU-A3 について下記の改正を行ったこと。

- (1) EU等向け輸出食肉製品の原料食肉（牛肉）の由来する牛について、エストラジオール（エストラジオール安息香酸エステルを有効成分とする製剤。以下「エストラジオール」という。）の使用歴を確認することとしたため、別紙様式7-3、別紙様式8-1、別紙様式9-1、別紙様式9-2-①及び別紙様式9-2-②に所要の改正を行った。
- (2) EU等向け輸出乳製品の原料乳の由来する牛について、エストラジオール及びホスホン酸誘導体（ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分とする製剤）の使用歴を確認することとしたため、本文4「輸出要件」、別紙様式1-1及び別紙様式6-1に所要の改正を行うとともに、別添4を追加した。
- (3) EU等向け輸出食肉製品の原料食肉（家きん肉）、殻付き卵及び卵製品の原料卵の由来する家きんについて、成長促進を目的とした特定の抗菌性物質の使用歴を確認することとしたため、本文4「輸出要件」、別紙様式2-1-①、別紙様式2-1-②、別紙様式6-2、別紙様式6-3、別紙様式6-4、別紙様式7-4、別紙様式8-2、別紙様式9-1、別紙様式9-2-①、別紙様式9-2-②、別紙様式11-1及び別紙様式11-2に所要の改正を行った。

3 その他所要の改正